

## ドイツの国際空港における税関検査に関する注意事項

フランクフルト、ミュンヘンといったドイツの主要な国際空港においては、空港の構造上、到着ターミナルによっては入国審査の直後に設置された機内持ち込み荷物用の税関窓口を通過することになります。この窓口において、申告すべき荷物を申告しないまま緑の税関ゲート（申告すべき物品を所持しない入国者用ゲート）を通過しようとして不申告を指摘された場合、故意であるか否かにかかわらず、多額の税または反則金を課されたり、物品を差し押さえられたりする場合があります（EU 域内の他の都市を最終目的地とするトランジットの場合も対象となります）。

ごく最近においても、フランクフルト国際空港において、高額な楽器を所持して緑の税関ゲートを通過しようとした演奏家の方が、楽器の不申告を指摘され、高額な輸入売上税及び反則金の支払いを命じられたケースが連続して発生しています。いずれのケースにおいても、ドイツ税関当局との間で複雑な法律問題が生じ、課税の有無を問わず、多くの時間と労力を割くことになりました。

また、楽器以外でも、機内に持ち込んだパソコン、カメラ等高額物品について緑の税関ゲートにおいて不申告を指摘され、税及び反則金の支払いを命じられるケースが発生しています。

ドイツに空路で入国される際、あるいは、ドイツの空港経由で他のEU諸国に向かわれる際（下記3. をご参照ください）には、ご自身の過去の経験（他国での経験を含む）、根拠の希薄なアドバイス、思い込みといった曖昧なものに頼ることなく、ルールに従った正確な申告を心がけてください。

### 1. 機内持ち込み荷物の申告

総額で430ユーロ相当以上の物品（2012年10月現在）（商業目的の場合、純粋に個人的使用のために持ち込む場合を含む）を持ち込む場合は、たとえそのまま日本に持ち帰ることが明らかな場合であっても、必ず赤の税関ゲート（申告が必要な物品を所持した入国者用ゲート）を通過し、一時輸入の申告を行ってください。

詳細は下記のサイトをご参照ください。

- ・在京ドイツ大使館ホームページ：

<http://www.japan.diplo.de/Vertretung/japan/ja/03-konsular-und-visainformationen/033-zoll/0-Zoll.html>

- ・ドイツ税関ホームページ（英語）：

[http://www1.zoll.de/english\\_version/a0\\_passenger\\_traffic/b0\\_third\\_country/index.html](http://www1.zoll.de/english_version/a0_passenger_traffic/b0_third_country/index.html)

### 2. ATAカルネ

A T Aカルネは、職業用具、商品見本等を外国に一時持ち込む際、免税扱いの一時輸入が簡易に行える通関書類で、日本では日本商事仲裁協会が発行しています。A T Aカルネを利用することで、空港において一時輸入の手続きをとる煩雑さを避けることができます。

ただし、A T Aカルネを所持している場合でも、赤の税関ゲートを通過して手続きを行わなければならない点、また、上記のドイツの国際空港のように2度の税関検査がある場合には、そのいずれにおいても赤の税関ゲートを通らなければならない点にはご注意ください。

A T Aカルネの詳細については、下記のサイトをご参照ください。

- ・日本商事仲裁協会：<http://www.jcaa.or.jp/>
- ・財務省税関ホームページ：<http://www.customs.go.jp/kaigairyoko/atacarnet.htm>

### 3. 乗り継ぎにおけるドイツの国際空港での入国審査

日本からドイツの空港を経由してシェンゲン協定加盟国に向かわれる場合、入国審査は最初の到着地であるドイツで行われます。

### 4. 乗り継ぎにおけるドイツの国際空港での税関検査

機内持ち込みの荷物については、非課税でない限り EU 域内の最初の到着地であるドイツの空港（フランクフルト、ミュンヘン等）で税関申告を行う必要があります。チェックイン荷物は、最終目的地の空港が EU 域内の国際空港であれば、非課税でない限りその目的地の空港の税関において申告を行う必要があります。ただし、チェックイン荷物を最初にEUに到着するドイツの空港（フランクフルト、ミュンヘン等）で一旦受け取り、最終の目的地に向けて再度預け入れチェックインしなければならない場合、税関での申告は最初の到着地であるドイツの空港で行ってください。

なお、税関での申告がある場合には、乗り換えに際しては十分な時間的余裕をもって乗り継ぎ便を予約してください。

5. なお、上記は日本から EU 域内に入ってくる方に対する注意事項ですが、EU 域内にお住まいの方については、居住している国の税関の WEB サイト等をご覧になって、EU 域内に再度入国する際の税関手続についてあらかじめ情報を集めた上で、再度入国されるようお願いします。